

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成27年 7 月15日
【会社名】	株式会社ダイサン
【英訳名】	DAISAN CO.,LTD
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤田 武敏
【本店の所在の場所】	大阪市中央区南本町二丁目 6 番12号
【電話番号】	06 (6243) 6341
【事務連絡者氏名】	経営企画室 室長 多留 健二
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区南本町二丁目 6 番12号
【電話番号】	06 (6243) 6341
【事務連絡者氏名】	経営企画室 室長 多留 健二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成27年7月9日開催の当社第41期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年7月9日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

平成26年6月27日公布の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）による会社法の改正に伴い、監査等委員会設置会社へ移行するために、定款の一部を変更するものであります。また、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲を変更するために、定款の一部を変更するものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

第1号議案（定款一部変更の件）の効力の発生を条件として、取締役（監査等委員である取締役を除く）として、三浦基和、藤田武敏、岡光正範の3名を選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案（定款一部変更の件）の効力の発生を条件として、監査等委員である取締役として、森義明、裊薫、石光仁の3名を選任するものであります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額設定の件

第1号議案（定款一部変更の件）の効力の発生を条件として、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額を、年間120,000,000円以内と定めるものであります。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第1号議案（定款一部変更の件）の効力の発生を条件として、監査等委員である取締役の報酬等の額を、年間15,000,000円以内と定めるものであります。

第6号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打ち切り支給の件

①退任取締役上村信太郎氏、木川守永氏、石川勝久氏の3名に対し、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において、退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は取締役会に一任するものであります。

②役員退職慰労金制度廃止に伴い、第2号議案および第3号議案を原案通りご承認いただくことを条件とし重任される取締役3名および在任中の監査役1名に対し、それぞれ就任時から本総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において贈呈することとし、その贈呈の時期は、取締役および監査役を退任する時とし、具体的な金額、贈呈の方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査等委員である取締役の協議に一任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 (賛成割合)
第1号議案	57,716	18	—	(注) 1	可決 (99.9%)
第2号議案				(注) 2	
三浦基和	54,949	2,785	—		可決 (95.1%)
藤田武敏	54,949	2,785	—		可決 (95.1%)
岡光正範	54,947	2,787	—		可決 (95.1%)
第3号議案				(注) 2	
森 義明	56,271	1,463	—		可決 (97.4%)
裊 薫	54,865	2,869	—		可決 (95.0%)
石 光仁	54,865	2,869	—		可決 (95.0%)
第4号議案	57,705	29	—	(注) 3	可決 (99.9%)
第5号議案	57,683	51	—	(注) 3	可決 (99.9%)
第6号議案	57,608	126	—	(注) 3	可決 (99.7%)

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分により、各議案の可決要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主の賛成、反対及び棄権に係る議決権数は加算しておりません。

以 上